

しょう がい ふく し

障害福祉

ガイドブック

しょうがいふくし
障害福祉サービス
のしくみ

りよう
利用できる
サービスの種類

サービスの
利用者負担

いりよう じよせいとう
医療の助成等

ざいたく
在宅サービス

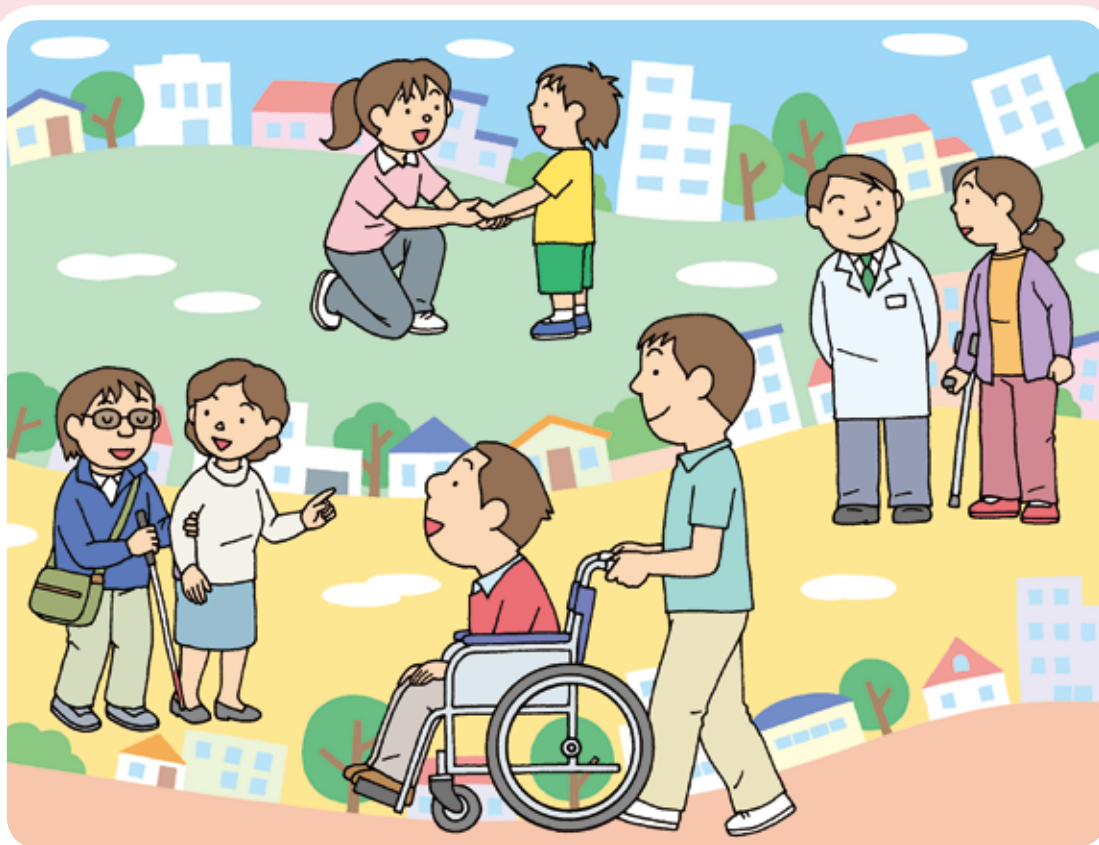
にちじようせい かつ えんじよ
日常生活の援助、
各種助成等

その他

てあて ねんきん
手当・年金

ぜいきん こうきょうりようきん
税金・公共料金

かくしゅだんたいとう
各種団体等



かがみ の ちょうそうごうふくし か れいわ ねん がつはっこう
鏡野町総合福祉課 令和4年4月発行

〒708-0392 とまた ぐんかがみ の ちょうたけだ ばんち
苦田郡鏡野町竹田660番地 TEL0868-54-2986 FAX0868-54-2891

とあ さき
問い合わせ先 ほんちようそうごうふくし か かみさいばらしんこう
本庁総合福祉課 TEL 0868-54-2986 上齋原振興センター TEL 0868-44-2111
おくつしんこう
奥津振興センター TEL 0868-52-2211 富振興センター TEL 0867-57-2111

障害者総合支援法とは？

障害のある人たちのための障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて提供されます。障害者総合支援法とは、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や、障害のある人の日常生活や社会生活を総合的に支援していくためにつくられた法律です。

障害者総合支援法の対象者

- 身体障害者 ※1
- 知的障害者
- 精神障害者 ※2
- 障害児

- ※1 肝臓機能障害、難病等により一定の障害がある人についても対象になります。
- ※2 発達障害も対象になります。



障害福祉サービスを利用できる方

1 身体障害者

身体障害者手帳：身体に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

2 知的障害者

- 療育手帳：児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された方に交付される手帳
- 療育手帳をもたない場合は、必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する場合があります。

3 精神障害者（発達障害を含む）

- 精神障害者保健福祉手帳：一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳
- 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）
- 医師の診断書（精神障害者であることが確認できる内容であること）等

4 障害児

- 障害者手帳
- 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- 手帳を所持していないか手当等を受給していない場合は、鏡野町総合福祉課が対象となる障害を有するか確認させていただきます。

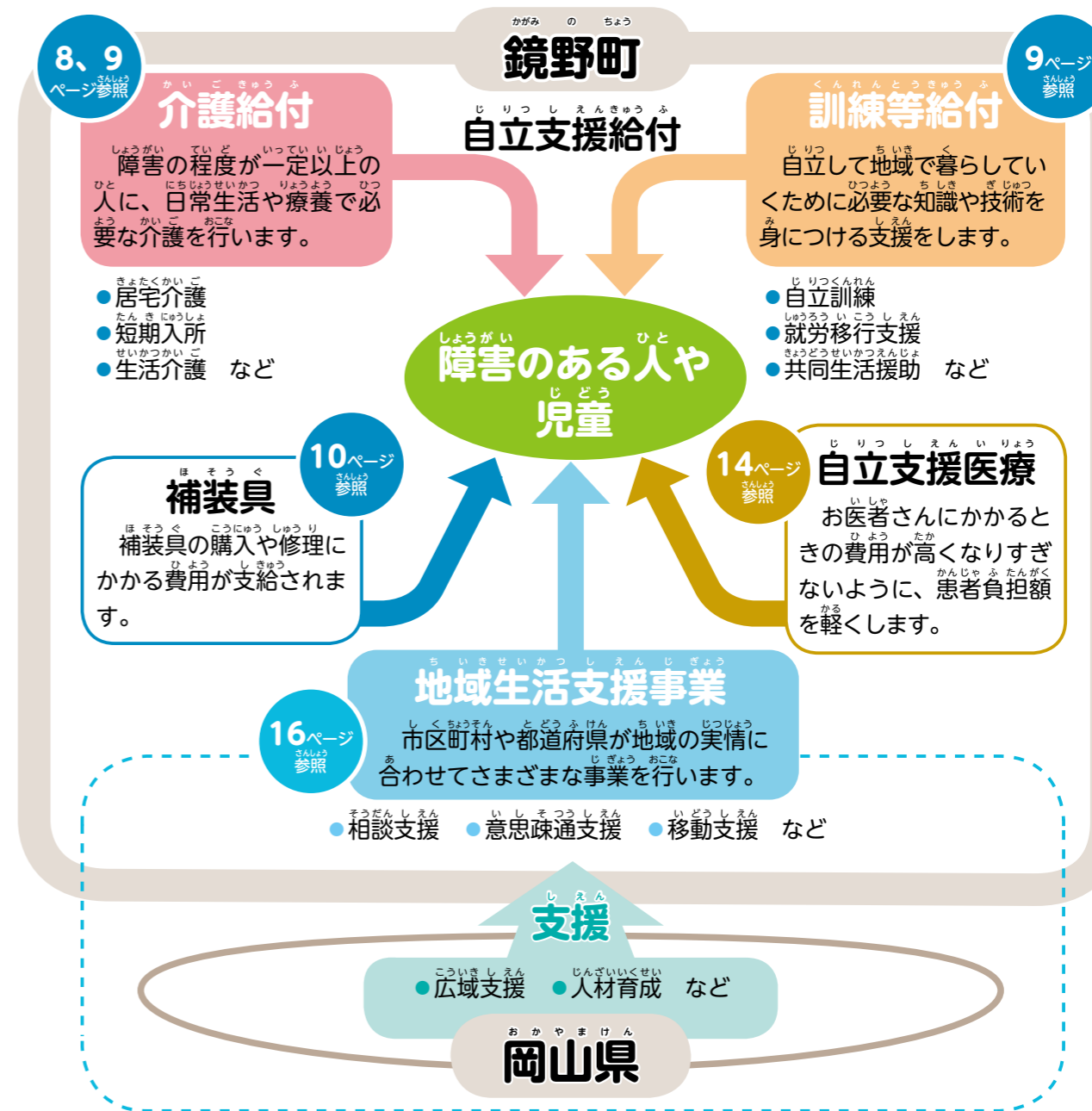
5 難病患者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証等、指定難病の患者であることが確認できるもの

※ 身 身体障害者、知 知的障害者、精 精神障害者、児 障害児、難 難病患者の方が受けられるサービスです。

障害福祉サービスのしくみ

障害福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。また、障害のある児童に対しては「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。



まずは、ご相談ください！

鏡野町では、障害のある人に対して、さまざまな専門の職員などとも協力しながら、その人にふさわしい支援を行っています。

困っている障害のある人や保護者など

相談

委託相談支援事業者

- ◆ 障害のある人などからの相談（基本相談支援）
 - 対象者への訪問相談
 - 手帳および障害福祉サービスなどに関する相談支援
 - 関係機関への紹介や同行、連絡や調整

サービス利用の相談

指定特定相談支援事業者

- ◆ 利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
 - サービス利用支援
 - 継続サービス利用支援

◆ 障害のある人などからの相談（基本相談支援）

指定一般相談支援事業者

- ◆ 自立した地域生活を支援する相談（地域相談支援）
 - 地域移行支援（準備のための同行支援や入居支援など）
 - 地域定着支援（24時間体制の相談支援など）

◆ 障害のある人などからの相談（基本相談支援）

困っている障害のある児童や保護者など

サービス利用の相談

指定特定相談支援事業者

- ◆ 利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
 - サービス利用支援
 - 継続サービス利用支援

◆ 障害のある人などからの相談（基本相談支援）

障害児相談支援事業者

- ◆ 利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
 - 障害児支援利用援助
 - 継続障害児支援利用援助

通所サービス

居宅サービス

サービスを利用するまでの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、鏡野町への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるように、鏡野町総合福祉課や指定事業者がお手伝いします。

1 相談

まずは、鏡野町総合福祉課に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は、鏡野町総合福祉課に申請します。

よくある相談の例

- どんな人がサービスを利用できるの？
- どのようなサービスがあるの？
- どのようなサービスを利用すればいいの？
- どのような施設を利用できるの？
- 複数のサービスを利用できるの？
- サービス費用はどれくらいかかるの？ など

2 申請

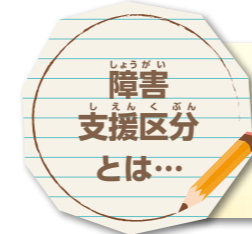
障害のある人や、その保護者が申請用紙に必要なことを記入して、鏡野町総合福祉課に提出します。申請のときに必要となるそのほかの書類など、くわしいことはお問い合わせください。

3 調査

鏡野町の職員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障害や生活の状況などについて調査します。

4 審査・判定

まず、③の調査結果をもとに全国一律の判定（一次判定）が行われます。その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分」が決められます。ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が必要ないものもあります。



障害の特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

5 サービス等利用計画書の作成依頼

指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画書の作成を依頼します。指定特定相談支援事業者の専門の職員（相談支援専門員）が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた利用計画書を作成します。

6 支給決定

④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画書をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

障害福祉サービス受給者証とは…

障害福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にとりあつかいましょう。

7 サービス等利用計画の作成

⑥の支給決定が行われた後、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

8 事業者との利用契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。どのサービス提供事業者を選べばよいかわからない場合などは、鏡野町総合福祉課や指定特定相談支援事業者に相談してください。

9 サービスの利用開始

「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。


10 モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

利用できるサービスの種類 (児童福祉法)

児童福祉法による障害のある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

●子どもの発達や自立を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
障害児 通所支援	児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。 
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
	医療型 児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障害のある児童に対して必要とされる治療を行います。
	放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
	保育所等 訪問支援	保育所などに通う障害のある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
障害児 入所支援	障害のある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。障害のある児童の入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。	

障害福祉サービスのしくみ／利用できるサービスの種類

利用できるサービスの種類

(自立支援給付)

自立支援給付のサービスには、「訪問系」「日中活動系」「居住系」など、さまざまなサービスがあります。

訪問系サービス 自宅での暮らしや外出を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに、つきそいもします。
	重度訪問介護	重い障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。
	同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
	行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

日中活動系サービス 昼間の活動を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。
	療養介護	病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な人に機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行くこともあります。 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。

施設系サービス 施設での生活を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。

訓練系・就労系サービス 自立や就労を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
訓練等給付 ※基本的に18歳以上が対象	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。
	就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

「高齢になっても同じ施設で同じサービスを利用できるように」(共生型サービス)

ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた障害のある人が、高齢になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるように、障害者と高齢者がともに利用できる「共生型サービス」の施設として整備していきます。

居住支援系サービス 住まいの場で生活を支援するために

給付の種類	サービス名	サービスの内容
訓練等給付 ※基本的に18歳以上が対象	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。
	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

補装具費の支給

「補装具」は、障害のある人の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりするもので、その人に合うように製作され、長く継続して使う必要があります。事前に申請して認められると、補装具の購入費や修理費が支給されます。利用者負担は、所得に応じて決められており、無料になる場合もあります。

●対象となる補装具の例

●視覚障害 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

●聴覚障害 補聴器

●肢体不自由

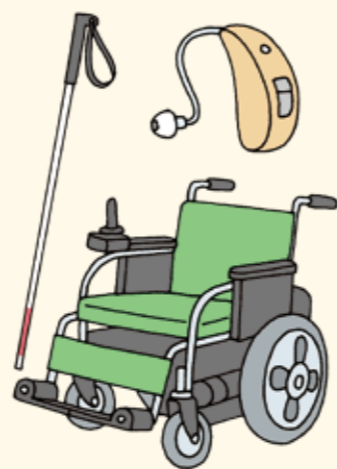
義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状を除く）、重度障害者用意思伝達装置

●肢体不自由（18歳未満）

座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

●内部障害

車いす



問い合わせ先
総合福祉課

その他の福祉用具等貸与・給付

鏡野町障害児（者）福祉用具貸与事業 身知精児難

鏡野町に居住する障害者（児）に対し、福祉用具の貸与を補助します。

対象者

●障害福祉サービス利用対象者（品目によって障害程度の制限あり）

補助金額

●月極レンタル料の9割

問い合わせ先
総合福祉課

介護機器貸出制度 身児難

身体に障害のある方や介護保険の対象にならない方等の自立を支援するとともに、介護者の身体的・精神的な負担を軽減するために介護機器の貸出を行います。

貸出機器

●ベッド・車椅子・歩行器など

使用料

●貸出機器により決定

問い合わせ先
鏡野町社会福祉協議会
TEL 0868 (54) 1243

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 児

小児慢性特定疾患児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行っています。

対象者

●小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、各機器の対象となる方

補助金額

●世帯収入により決定

問い合わせ先
総合福祉課

みんなで防ごう 障害者虐待

だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう

障害者虐待とは

虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげるもので、絶対にあってはなりません。しかし、虐待と気づかないまま起きている恐れがあります。

障害者虐待防止法では虐待を以下の3種類に分けています。

- 生活の世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居する人からの虐待
- 障害者の施設やサービス事業所で働く職員からの虐待
- 障害者を働かせている事業主からの虐待

また、以下の行為が障害者虐待にあたります。

身体的虐待 障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

- たたく、殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、部屋に閉じ込める

性的虐待 障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

- 性器への接触、性的行為の強要、キスする、裸にする、わいせつな画像を見せる

心理的虐待 障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

- どなる、おどす、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いる、わざと無視する

放棄・放任 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

- 食事を十分に与えない、不潔な住環境で生活させる、病院を受診させない

経済的虐待 本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

- 年金や賃金を渡さない、財産や預貯金を着服する、日常生活に必要なお金を与えない

障害者の虐待は、虐待している人がそれが虐待と気づいていない場合があります。また虐待されている人も虐待と認識できずに被害を訴えられない場合もあります。みなさん一人ひとりが虐待の問題を十分に認識して、気づいた場合は早急に相談してください。



利用できるサービスの種類

サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは鏡野町が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。

利用者負担額には上限があります

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうの負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲

- 18歳以上の障害のある人 (施設に入所する18、19歳を除く) 障害者本人とその配偶者
- 障害のある児童 (施設に入所する18、19歳を含む) 保護者の属する住民基本台帳での世帯

● 障害のある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ● 入所施設利用者 (20歳以上) およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

● 入所施設利用者 (20歳以上) およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

● 障害のある児童の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満) 通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
	入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

● 補装具費の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

● 一般の区分で所得割46万円以上の人がある場合、補装具にかかる費用は全額自己負担となります。

ほかにも負担を軽減する措置があります

高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給され、負担が軽くなります。

入所施設を利用している人への補足給付

■ 「20歳未満」の施設入所者の場合

20歳未満の人の利用者負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で、通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が行われます。

■ 「20歳以上」の施設入所者の場合

生活保護や低所得 (市町村民税非課税世帯) の人は、申請により補足給付が支給され、利用者負担が軽減されます。

通所施設などの食費負担の軽減

食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみの負担となります。

グループホーム利用者への助成

グループホームを利用する人で、所得の低い人には、家賃の一定額が助成されます。

高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

ホームヘルプやショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

就学前の障害児の発達支援の無償化

就学前の障害児への支援として、満3歳になって最初の4月から小学校に入学するまでの3年間は、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設のサービスの利用者負担が無料となります。

問い合わせ先
総合福祉課

医療の助成等

自立支援医療制度（医療費の助成）**身知精児**

「自立支援医療」とは、心身に障害のある方の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。登録した医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担額の一部を助成します。

自己負担は原則1割ですが、所得区分に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。

ただし、一定所得以上の世帯に属する方で病状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

◆自立支援医療（精神通院医療）の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部を公費により負担します。

◆自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工腎臓透析、抗HIV療法など）を指定医療機関で受ける場合に医療費の一部を公費により負担します。

◆自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害のある18歳未満の児童が、指定医療機関で障害を除去または軽減する治療（手術）を受ける際の医療費の一部を公費により負担します。

必要書類

- 身体障害者手帳
- 医師の意見書
- 所得状況が確認できるもの（転入の場合）
- 健康保険証
- マイナンバーのわかるもの

問い合わせ先
総合福祉課

産科医療補償制度 **児**

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもを抱えるご家庭の経済的負担を補償します。

補償対象 この制度に加入している分娩機関の管理下で2015年1月以降に出生し、以下の①～③の基準をすべて満たす子どもが対象となります。

- ①在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は補償対象外

補償内容 補償の対象となった場合、準備一時金と補償分割金をあわせて総額3,000万円が支払われます。

補償申請期間 対象児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

問い合わせ先
産科医療補償制度専用コールセンター **0120-330-637**
受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

心身障害者医療（医療費の助成）**身知**

重度の障害のある方が医療機関で受診した場合に、医療費の自己負担額の一部を公費で助成します。

対象者

- 身体障害者手帳の1級または2級に該当する方
- 療育手帳「A」に該当する方
- 身体障害者手帳の3級、かつ、療育手帳「B」に該当する方

*ただし、上記障害の要件に該当する場合であっても65歳以上で新たに該当することとなったときには、給付の対象となりません。

内容

- 定率1割の自己負担

*ただし、所得区分に応じた負担上限額があります。また所得制限が設けられています。

必要書類

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 健康保険証
- 印鑑
- 所得状況が確認できるもの（転入の場合）

問い合わせ先
総合福祉課

難病医療助成制度 **難**

難病指定医にて指定難病と診断された場合、医療費の助成が受けられます。（世帯に所得の状況に応じて、一部負担金が発生します。）

問い合わせ先
岡山県美作保健所 TEL **0868(23)0163**

小児慢性特定疾病医療費助成制度 **児**

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童（18歳未満）に対し、医療費の助成が受けられます。（世帯に所得の状況に応じて、一部負担金が発生します。）

問い合わせ先
岡山県美作保健所 TEL **0868(23)0148**

後期高齢者医療制度 **身知精**

一定の障害がある65歳以上75歳未満の方は、申請して認定されると75歳以上の方と同様に後期高齢者医療制度の対象者になります。

対象者

- 身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部に該当する方
- 4級の一部とは、音声・言語機能障害と下肢障害の一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障害）を言います。
- 療育手帳「A」に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する方

自己負担割合
●かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）

必要書類
●身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
●印鑑

問い合わせ先
総合福祉課

在宅サービス

地域生活支援事業 身知精児難

障害福祉サービスとは別に、障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。

◆相談支援事業

障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助などを行います。利用料は無料です。

◆意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害者（児）に対して、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣する事業などを行います。利用料は無料です。

◆日常生活用具の給付等事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活の利便を図るため、日常生活用具の給付または貸与を行います。利用料は補装具費の利用者負担に準じて決められており、一定以上の所得がある世帯は対象外となります。

- 用具の種類…特殊寝台、電気式たん吸引器、紙おむつ、ストマ用装具など

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出のための支援を行います。

利用料 1割負担（生活保護、低所得世帯は無料）

◆日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供します。

利用料 1割負担（生活保護、低所得世帯は無料）

- 支給量の上限**
- タイムケア型 1か月の日数から8日を差し引いた日数
 - レスパイト型 1か月当たり10日以内（長期休暇中は23日以内）
 - 医療型 1か月当たり10日以内

◆地域活動支援センター

障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。利用料は無料ですが、飲食費、材料費は自己負担となります。

地域活動支援センター ネクスト津山 ●津山市津山口308-5 TEL 0868-22-1177

地域活動支援センター作業所 ふきのとう ●鏡野町古川439-1 TEL 0868-54-1132

問い合わせ先
総合福祉課

自家用自動車有償運送事業 身知精児難

日常生活において、公共交通機関の利用が困難で移動に制約がある方や障害のある方に移動手段を提供します。

対象者

町内在住で、会員として登録された次に掲げる方

- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- その他肢体不自由の方、内部障害の方（人工透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な方

営業日等 月曜日から金曜日まで（祝日は除く） 午前8時30分から午後5時30分まで

利用料 1kmまで200円、以後1kmを超えるごとに100円加算
待料金は5分まで無料、以後時間によって加算

問い合わせ先
鏡野町社会福祉協議会
TEL 0868 (54) 1243

成年後見制度 身知精児難

判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度として、成年後見制度があります。

問い合わせ先
総合福祉課
鏡野町権利擁護センター TEL 0868(54)3749

日常生活自立支援事業 身知精児難

自己決定能力や判断能力が十分ではない高齢者・知的障害者等が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをする事業です。

- ①書類等預かりサービス（利用料 年間5,000円）
普段あまり使わない定額の預金通帳、印鑑、年金手帳などの管理を一定期間代行します。
- ②支援・管理サービス（利用料 1時間あたり1,100円 別途交通費が必要）
定期的な預金の出し入れや公共料金の支払い、各種手続きの支援や代行等を行います。

問い合わせ先
鏡野町社会福祉協議会
TEL 0868 (54) 1243

小児リハビリ事業 児

肢体不自由のある18歳未満の児童が、県南の医療機関等だけでなく、身近な県北でリハビリテーションを受けられるように支援する事業です。

問い合わせ先
岡山県美作保健所 TEL 0868(23)0148
または 鏡野町子育て支援課 TEL 0868(54)2991

日常生活の援助、各種助成等

特定疾患医療付帯療養交通費補助金 身

特定疾患に罹患した方に対し、通院にかかる交通費の一部を補助します。

対象者 ●腎臓機能障害で手帳の交付を受けた方で通院治療を受けている方

補助金額 ●医療機関までの交通機関料金で、支給対象回数は週2回以内とする。(旧町単位で月額の最高限度額を設定)

問い合わせ先
総合福祉課

難聴児補聴器交付事業 児

軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に補聴器の購入費を助成します。

対象者 ●両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付とならない18歳未満の難聴のある子ども

補助金額 ●補聴器購入費の3分の2(種類ごとに上限あり)

問い合わせ先
総合福祉課

鏡野町障害者等移動支援事業 身知精児難

鏡野町に居住する障害者(児)に対し、タクシー利用料を助成します。

対象者 ●障害福祉サービス対象者のうち運転免許を保有していない方(児童については、対象児が同乗に限ります。)

助成金額 ●タクシー利用料金の6割(上限5,000円)利用回数に制限なし

助成される区間 ●鏡野町内を発着地とする区間(発着地がともに鏡野町外は対象外)

問い合わせ先
総合福祉課

生活福祉資金貸付制度 身知精児難

岡山県に居住している低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な相談支援と以下の資金の貸付を行っています。

福祉資金の種類	
①総合支援資金	生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
②教育支援資金	教育支援費、就学支度費
③福祉資金	福祉費、緊急小口資金
④不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

問い合わせ先
鏡野町社会福祉協議会
TEL 0868(54)1243

その他の事業

ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度 身知精児難

車いすマークの身体障害者等用駐車場を真に必要とする方に利用いただくため、利用対象者に「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付します。交付対象者は以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方です。

●身体障害のある方

区分	等級
視覚障害	1・2・3・4級
平衡機能障害	3・5級
上肢	1・2級
下肢	1・2・3・4・5・6級
体幹	1・2・3・5級
上肢機能(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1・2級
移動機能(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1・2・3・4・5・6級
心臓機能障害	1・3・4級
じん臓機能障害	1・3・4級
呼吸機能障害	1・3・4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級
小腸機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1・2・3・4級
肝臓機能障害	1・2・3・4級

- 知的障害のある方：療育手帳「A」
- 精神障害のある方：精神障害者保健福祉手帳1級
- 難病患者：特定疾患医療受給者(小児慢性特定疾患医療受給者も含む)等

問い合わせ先
総合福祉課

駐車禁止除外指定車標章の交付 身知精児難

歩行困難な障害者等が現に使用中の車両で、警察署の指定を受け、駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けて掲示している場合には、次のような場所に限り駐車することができます。

- 道路標識等で駐車禁止されている場所
- パーキング・メーターまたはパーキング・チケット設置区間

対象者 歩行が困難と認められる方
詳しくは津山警察署にお問い合わせください。

問い合わせ先
津山警察署 TEL 0868(25)0110

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付 身知精児難

義足や人工関節を使用している方、難病の方、妊娠初期の方など、手助けや配慮を必要としていることが外見では分からない方がいます。そうした方々が周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、手助けが得やすくなるよう「ヘルプマーク・ヘルプカード」を交付しています。

対象者 配慮や手助けを必要としている方

問い合わせ先
総合福祉課

郵便等による不在者投票 身難

重度の身体障害により投票所へ行くことが困難な方のために、郵便による不在者投票ができます。

問い合わせ先
町選挙管理委員会 TEL 0868(54)2111

てあて 手当 身知精児難

◆特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。(施設に入所されている方、病院・診療所に3ヶ月以上継続して入院されている方を除きます。所得制限があります。)

◆障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。(施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方を除きます。所得制限があります。)

◆特別児童扶養手当

政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。(児童が施設に入所されている方、児童が障害を理由とする公的年金を受給している方を除きます。所得制限があります。)

◆岡山県心身障害者扶養共済制度

心身障害児(者)を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることにより、保護者が死亡(重度障害を生じた場合も含む)した場合、心身障害児(者)に年金が支給されます。

加入できる方 将来独立して自活することが困難な知的障害者、身体障害者(1級~3級)、精神障害者を扶養している方で、次の条件を満たしている方

- 県内に住んでいること ●65歳未満であること ●特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

問い合わせ先 総合福祉課

◆児童扶養手当

児童が父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくできない場合に、その母親または父親、もしくは養育者に支給されます。父または母が、政令で定める程度の障害の状態であって、児童を養育する場合に、その母親または父親、もしくは養育者に支給されます。(児童が施設に入所されている方を除く。児童、母または父親、もしくは養育者が公的年金を受給している場合は、年金額が児童扶養手当額よりも低い場合に、その差額が支給されます。所得制限があります。)

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 0868(54)2991

◆障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」請求できます。なお、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

◆障害手当金(一時金)

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金を受け取る制度があります。

問い合わせ先 住民税務課 国民年金担当 TEL 0868(54)2985 日本年金機構津山年金事務所 TEL 0868(31)2365

税金の控除・減免 身知精児

所得税

障害者が所得税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養家族である場合に、次の額の控除が受けられます。

Table with 2 columns: 障害者控除, 特別障害者控除. Rows include 3級~6級までの身体障害者手帳, 知能指数36~75の方, 2級~3級の精神障害者保健福祉手帳, and 27万円の控除 vs 1級・2級までの身体障害者手帳, 知能指数35以下の方, 1級の精神障害者保健福祉手帳, and 40万円の控除.

●所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先におたずねください。

問い合わせ先 津山税務署 TEL 0868(22)3147

住民税

障害者が住民税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養家族である場合に、次の額の控除が受けられます。

Table with 2 columns: 障害者控除, 特別障害者控除. Rows include 3級~6級までの身体障害者手帳, 知能指数36~75の方, 2級~3級の精神障害者保健福祉手帳, and 26万円の控除 vs 1級・2級の身体障害者手帳, 知能指数35以下の方, 1級の精神障害者保健福祉手帳, and 30万円の控除.

●所得税の確定申告または、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた方は、手続きは不要です。

問い合わせ先 住民税務課 TEL 0868(54)2985

自動車税(軽自動車税)及び自動車取得税の減免

適用が受けられる障害者の範囲は障害の種類や程度によって異なります。事前にご相談ください。

<対象となる自動車>

- ①障害者本人が使用する自動車 ②障害者のために、障害者と生計を一にする方が、障害者の利用にもつぱら供する自動車

*障害者1人につき1台のみで自動車税と軽自動車税両方の減免を受けることはできません。

問い合わせ先 自動車税:美作県民局税務部 TEL 0868(23)1272 軽自動車税:住民税務課 TEL 0868(54)2985

その他の税の減免

詳しくは、それぞれの管轄へお問い合わせください。

問い合わせ先 相続税・贈与税・消費税:津山税務署 TEL 0868(22)3147 事業税:美作県民局税務部 TEL 0868(23)1272 新マル優制度(預貯金等の利子の非課税:それぞれの金融機関)

税金の控除・減免 公共料金の割引

旅客運賃の割引 身知精児

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、次の割引があります。

JR

手帳の種類	乗車券	割引内容	割引率	
第1種	単独	普通	片道100キロを超える区間	5割
	介護者つき (1名まで)	普通、回数、急行	本人・介護者とも (特別急行回数券、特別急行券を除く)	5割
			12歳以上 本人・介護者とも	5割
		定期	12歳未満 (小児)	本人 5割 介護者 なし
第2種	単独	普通	片道100キロを超える区間	5割
	介護者つき (1名まで)	定期	本人が小児 (12歳未満) の場合のみ	本人 5割 介護者 なし

* 乗車券の購入時または改札を通る際に、駅員に手帳を提示してください。

バス運賃

種別	乗車券	割引内容	割引率
身体障害者手帳、療育手帳 第1種 精神障害者保健福祉手帳 1級	普通	本人・介護者とも ※介護者は1名まで	5割
	定期 (12歳以上のみ)		3割
身体障害者手帳、療育手帳 第2種 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	普通	本人のみ	5割
	定期 (12歳以上のみ)		3割

* 第2種でも12歳未満の方は、介護者も割引率が適用されます。

* 精神障害者保健福祉手帳については、写真貼付のないものでは割引不可となります。

航空運賃

種別	区分	割引率
身体障害者手帳 療育手帳	12歳以上の第1種障害者が介護者とともに、または単独で利用する場合	くわ 詳しくは、各航空会社 社にお問い合わせせくだ さい。
	12歳以上の第2種障害者が単独で利用する場合	
精神障害者 保健福祉手帳	12歳以上の手帳所持者が介護者とともに、または単独で利用する場合	

* 療育手帳の場合は、割引対象者である旨の押印が必要となりますので、お手持ちの手帳をご確認ください。

* 適用区間は、国内の定期航空路線の全区間です。

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が県内タクシー会社のタクシーを利用する場合に、タクシー料金が1割引となります。(利用の際、上記の手帳を提示する必要があります。)

問い合わせ先
総合福祉課および、各交通機関の窓口

有料道路通行料の割引 身知児

対象者	対象となる自動車の範囲	対象道路	割引率
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者本人が運転する乗用自動車等で、障害者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの	①日本道路公団等の有料道路 (全国) ②その他の有料道路	5割
第1種の身体障害者手帳またはAの療育手帳をお持ちの方	介護者が運転し障害者が同乗する乗用自動車等で、障害者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの		

障害者1人につき1台が対象で、営業用自動車は該当しません。

必要書類

- 車検証
- 身体障害者手帳・療育手帳
- ETCカード (本人名義)
- 車載器管理番号がわかるもの

問い合わせ先
総合福祉課

NHK放送受信料の減免 身知精児

全額免除	半額免除
「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税 (住民税) 非課税の場合	(1) 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合 (2) 重度の障害者 (身体障害者、知的障害者、精神障害者) が世帯主の場合

必要書類

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

携帯電話基本使用料の割引 (契約者が障害者本人名義に限る) 身知精

対象者	内容
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の、いずれかの交付を受けた方	基本使用料5割引等

問い合わせ先
携帯各社の窓口

各種団体等

鏡野町身体障害者福祉協会 身児

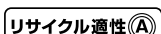
会員相互の交流や情報交換、また障害者の援護に関する指導や運動を行います。

会員	町内在住で身体障害者手帳の交付を受けた方
年会費	500円

問い合わせ先
総合福祉課

そう だん まど ぐち 相 談 窓 口

相談内容等	機関名	住所・アドレス等	電話番号
障害のある方(児)の各種相談・申請 障害者虐待相談窓口 ひきこもり相談窓口 発達支援相談窓口 発達応援教室『らっこ』について	鏡野町総合福祉課福祉係 鏡野町子育て支援課	鏡野町竹田660	0868-54-2986 0868-54-2991
障害のある方(児)の各種申請	鏡野町奥津振興センター	鏡野町井坂495	0868-52-2211
	鏡野町上齋原振興センター	鏡野町上齋原514-1	0868-44-2111
	鏡野町富振興センター	鏡野町富西谷125-1	0867-57-2111
子育て・児童虐待等・健康づくり	鏡野町子育て支援課 鏡野町健康推進課	鏡野町竹田660	0868-54-2991 0868-54-2025
日常生活自立支援事業・生活福祉資金の貸付制度・有償運送等	鏡野町社会福祉協議会		0868-54-1243
障害者福祉サービス利用について等	鏡野町相談支援センターいろいろ	鏡野町古川439-1	0868-54-7088
成年後見制度等	鏡野町権利擁護センターみなよく		0868-54-3749
作業所ふきのとうについて	鏡野町地域活動支援センター作業所ふきのとう		0868-54-1132
障害のある方(児)の各種相談	津山地域障害基幹相談支援センターつばさ	津山市二宮80-1	0868-28-7335
	地域活動支援センターネクスト津山	津山市津山口308-5	0868-22-1177
自立支援医療(更正医療)や補装具等	岡山県身体障害者更生相談所	岡山市北区なかみがた	086-235-4577
視覚障害者(児)の各種相談	視覚障害教育相談支援みまさかセンター	津山市椿高下114	086-272-3165
知的障害者の判定・相談(知的障害児の判定・相談)	岡山県知的障害者更生相談所津山支所(津山児童相談所)	津山市山北288-1	0868-23-5131
自立支援医療(精神通院)の支給認定や精神保健福祉	岡山県精神保健福祉センター	岡山市北区厚生町3-3-1	086-201-0850
発達障害者(児)	おかやま発達障害者支援センター県北支所	津山市山下53	0868-22-1717
難病(小児慢性特定疾病・指定難病)・精神障害・母子保健	みまさか保健所	津山市椿高下114	0868-23-0163
難病	岡山県難病相談・支援センター	岡山市平田408-1	086-246-6284
障害者虐待について	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮80-1	0868-28-7335
障害者の雇用・就労訓練活動等	岡山障害者職業センター	岡山市北区中山下1-8-45	086-235-0830
	津山障害者就業・生活支援センター	津山市川崎1554	0868-21-8830
	ハローワーク津山	津山市山下9-6	0868-22-8341
	おかやま地域若者サポートステーション	岡山市北区野田屋町1-6-20	086-224-3038
障害者の生活全般・人権について	岡山県障害者社会参加推進センター	岡山市北区南方2-13-1	086-223-0020
障害者差別や合理的配慮等について	岡山県障害者差別解消相談センター	岡山市北区南方2-13-1	086-224-3279
24時間健康相談委託先(株)ティーパックの相談スタッフ(医師・保健師・看護師)が対応	鏡野町健康相談24		0120-024-694
自殺予防やこころの健康	こころの健康相談統一ダイヤル(内閣府)	電話をかけた所在地の公的相談機関につながります	0570-064-556
	自殺予防のちの電話(日本いのちの電話連盟)	0120-738-556(毎月10日午前8時~翌11日午前8時)	
津山地域の休日や夜間の当番医の確認	津山圏域消防本部救急当番医案内		0868-23-9910



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。